

令和4年2月10日

## ベトナム産マンゴウ生果実の日本向け輸出の一部再開について

- 1 ベトナム産マンゴウ生果実については、ベトナム国内でミカンコミバエ種群及びウリミバエが発生しているため、同ミバエに対する消毒効果が確認されたカッチュー種に限定した上で、輸出前の蒸熱処理による消毒等を条件に、輸入を認めています。
- 2 令和3年11月22日、ベトナム植物検疫機関が発行した検査証明書を添付し輸入された同国産マンゴウ生果実の輸入検査において、カッチュー種と異なる品種が発見されたことから、ベトナム植物検疫機関に対し、令和3年12月3日以降、マンゴウ生果実に対する検査証明書の発行の一時停止、原因究明の調査及びその結果を踏まえた改善措置の報告を要請しました。
- 3 今般、ベトナム植物検疫機関から提出された改善措置等の報告を検討した結果、カッチュー種と異なる品種を輸出した処理施設以外の処理施設については、問題が無いことが確認されました。
- 4 このため、問題が無いことが確認された処理施設については、令和4年2月15日以降、マンゴウ生果実に対する検査証明書の発行の一時停止要請を取り下げることとしました。
- 5 なお、カッチュー種と異なる品種を輸出した処理施設については、引き続き、ベトナム植物検疫機関に対し、マンゴウ生果実に対する検査証明書の発行の一時停止を要請しています。